

鹿角市告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第11項の規定に基づき、高屋自治会から地縁による団体の認可の告示に変更があったとして、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第5号の規定に該当する届出があったため、法第260条の2第10項の規定に基づき、告示する。

令和4年1月11日

鹿角市長 関 厚

変更があった事項及びその内容

○区 域

（変更前）鹿角市花輪字高屋1番地から76番地、字後谷地12番地から111番地、
字太田谷地50番地から62番地、字館ノ沢1番地から18番地、
字上田表6番地から100番地

（変更後）鹿角市花輪字高屋1番地から76番地、字後谷地1番地から111番地、
字太田谷地50番地から65番地、字館ノ沢1番地から18番地、
字上ミ田表6番地から114番地、257番地

○解散の事由

（変更前）地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

（変更後）地方自治法第260条の20の規定により解散する。